

地区計画の届出書類

地区計画の届け出は、「工事着手の30日前」かつ「建築確認申請の前」までにお願います。届け出及び内容の変更を要する場合は、以下の書類を添えて都市計画課まで提出をしてください。…都市計画法第58条の2第1項

届け出が必要な主な行為	届出書類 (正・副1部) …都市計画法施行規則第43条の9
建築物・工作物の新築・増築・改築・移転・用途変更・大規模な修繕・大規模な模様替えなどで確認申請を要する行為。	・配置図 1/100以上 ・案内図 ・立面図 1/100以上 (2面以上) …着色をお願いします。 ・各階平面図 (1/100以上)
土地の区画形質の変更 (敷地の分割など) 都市計画法第29条に基づく開発許可を要する場合は除きます。	・区域図 1/1000以上 ・設計図 1/100以上
建物の形態または意匠の変更	・配置図 1/100以上 ・立面図 1/100以上 (2面以上) …着色をお願いします
建物の用途変更 (地区計画による用途の制限がある地区) 屋外広告物条例の許可申請が必要な広告物 その他、屋上広告物や道路に面する門や塀などの築造 ※ ご相談下さい	・配置図 1/100以上 ・立面図 1/100以上 (2面以上) …着色をお願いします ・各階平面図 (1/100以上)

※ その他

- (1) 上記図書の他に案内図や断面図等のほか、参考図面等の提出をお願いする場合があります。
- (2) 届け出を代理人が行う場合は委任状が必要です。
- (3) 届け出内容に変更があった場合は、変更届けの提出をお願いする場合があります。
- (4) 図面は既存の道路と敷地・門、塀の位置の記載をお願いします。
- (5) 図面はA4サイズに左とじて織り込み、都市計画法別記様式十一の二(表紙)を表紙にして提出して下さい。

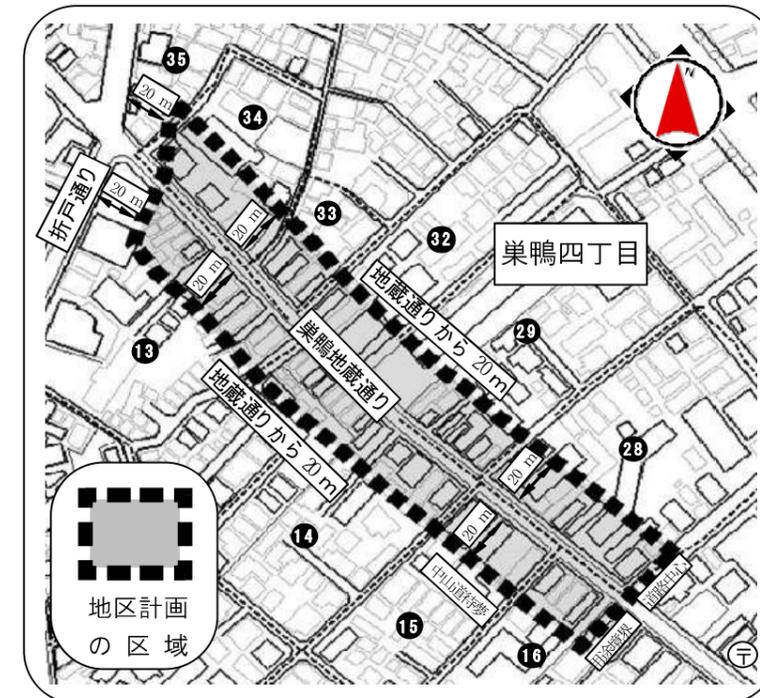
巣鴨地蔵通り四丁目地区 で地区計画決定

(平成17年9月28日 告示第196号)

平成17年4月に地元の方々から構成される「巣鴨地蔵通り四丁目地区計画を進める会」より区に対し、地区計画素案の申し出がなされました。

その後、区では、2度の説明会、3度の意見聴取を行い、巣鴨地蔵通り沿道の近隣商業地域指定の区域面積約1.2ヘクタールに、にぎわいと魅力ある商店街の維持・発展、並びに、良好な住環境が調和し共存する市街地の形成を目標とする地区計画を決定しました。

地区計画の対象区域 (図中の囲内)



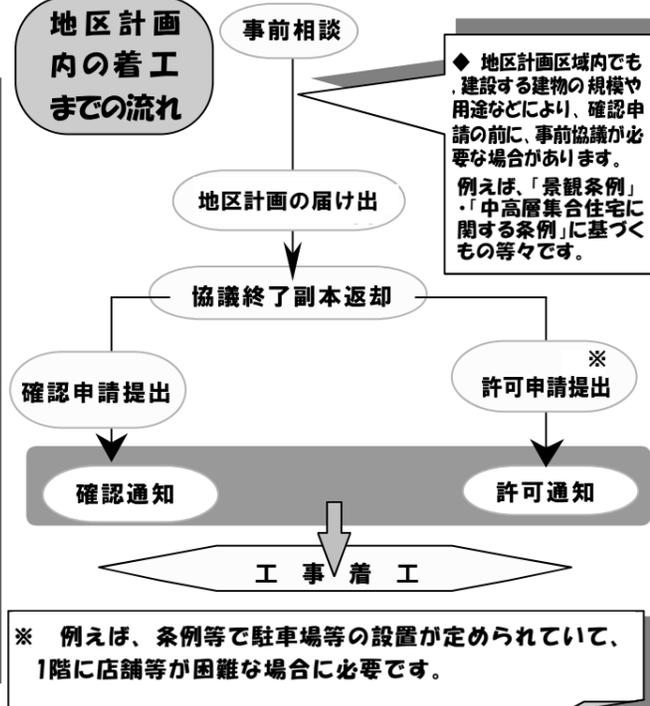
巣鴨四丁目14~16番、28・29番、32・33番の巣鴨地蔵通りから20mの区域

巣鴨四丁目13番と34・35番は折戸通りから20mの範囲除く巣鴨地蔵通りから20mの区域

地区計画等の決定までの経緯



地区計画内の着工までの流れ



◆ 地区計画区域内でも、建設する建物の規模や用途などにより、確認申請の前に、事前協議が必要な場合があります。例えば、「景観条例」・「中高層集合住宅に関する条例」に基づくもの等々です。

※ 例えば、条例等で駐車場等の設置が定められていて、1階に店舗等が困難な場合に必要です。

問合せ 事前相談 豊島区 都市整備部 都市計画課 TEL:03(4566)2633 FAX:03(3980)5135 〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1 e-メール:A0022603@city.toshima.lg.jp

地区計画区域内での建替え等の際は、区にご相談下さい

- 具体的な建物の設計や塀や看板などの計画や工事を始める前に、地区計画の内容のご相談をお願いします。
- 地区計画にはさまざまな内容があり、みなさんの個別の条件にぞって考える必要があります。

- 次の場合はご相談を!
- 敷地を分割する
 - 建物を新築・増築・改築する
 - 建物の用途を変える
 - 建物の形やデザインを変える
 - 道路に面する部分に塀などを築造する
 - 広告看板や屋上看板を設置する… など

豊島区 都市整備部 都市計画課 TEL: (4566) 2633 FAX: (3980) 5135

